

## 防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金交付要綱

令和元年6月3日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生によるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、避難路沿道等における通行人又は避難者の安全を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事を実施する者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀（門扉その他これらに類する附属物は除く。）をいう。
- (2) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第10号ロに規定する市町村地域防災計画をいう。
- (3) 避難路 防府市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路等をいう。
- (4) 避難地 地域防災計画に位置付けられた避難地をいう。
- (5) 避難路沿道等 避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「危険ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 避難路及び避難地に直面するものであること。
- (2) 耐震診断（建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）別紙1ブロック塀の点検のチェックポイントによる点検を含む。）の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (3) ブロック塀等の組積部分の高さが1メートル以上のものであること。
- (4) 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないものであること。
- (5) 補助金の実績報告の提出期限までに除却工事が完了するものであること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）

は、危険ブロック塀等（避難路及び避難地に直面する部分に限る。）の全部を除却する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象工事とみなして、この要綱を適用するものとする。

(1) 市長がその全部を除却を要さないものであるとして認めた場合の危険ブロック塀等の一部を除却する工事。

(2) その他市長が特に認める工事

(事業対象者)

第5条 事業対象者は危険ブロック塀等を所有する者又は管理する者とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 販売を目的として整地及び建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を除却する者

(3) 道路整備に伴う移転補償を受けて補助対象工事を行う者

(4) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) この要綱に基づく補助金以外に、除却に係る他の補助金以外に、徐却に係る他の補助金等の交付を受ける者又は受ける予定がある者。

(6) その他市長が特に認めた者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象工事に要する費用から消費税及び地方消費税を除いた額又は補助対象工事において除却する危険ブロック塀の延長に次の各号に応じて当該各号の定める額を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とする。

(1) 組積部分の高さが1.1メートル以下の場合 1メートル当たり  
10,000円

(2) 組積部分の高さが1.1メートル超える場合 1メートル当たり  
15,000円

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 事業対象者は、補助対象工事について補助金の交付を申請しようとするときは、補助対象工事に着手する前に、補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 補助対象工事の見積書(内訳がわかるもの)
- (3) 位置図、危険ブロック塀等の配置・平面図(高さ、長さ、厚み等を明記したもの)及び危険ブロック塀等の現況写真
- (4) 耐震診断の結果
- (5) 市税の滞納がない証明書
- (6) 危険ブロック塀等の所有者の同意書(第3号様式。事業対象者が危険ブロック塀等の管理者の場合)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第11条 市長は、前2条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)により、事業対象者に通知するものとする。

2 市長は、第9条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（第5号様式）により事業対象者に通知するものとする。

（事業の推進）

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた事業対象者（以下「事業実施者」という。）は、適切に補助対象工事を推進しなければならない。

（申請の取下げ）

第13条 事業実施者は、第11条第1項の通知を受けた以後に補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金取下申出書（第6号様式）により交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとする。

（補助対象工事の変更等）

第14条 事業実施者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、市へ事前相談を行い、当該変更に係る補助金変更申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請については、第8条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「当該変更にかかる書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときには、補助金変更等決定通知書（第8号様式）により、事業実施者に通知するものとする。

4 第10条及び第11条第2項の規定は、前項の規定により補助金の交付の変更を決定する場合に準用する。

（実績報告）

第15条 事業実施者は、補助対象工事が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該交付の決定のあった日の属する会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (2) 補助対象工事に係る除却業者の請負代金請求書又は領収書の写し。  
なお、請求書の写しの場合は、支払い終了後、その領収書が発行されてから10日以内にその写しを市に提出するものとする。
- (3) 補助対象工事の完了を確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(期日までに実績報告が困難な場合の報告等)

第16条 事業実施者は、当該年度の2月28日までに実績報告書の提出が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び補助対象事業の遂行の状況を書面により市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の書面の提出を受けた場合において、正当な理由があると認めるときは、前条に定める実績報告書の提出期限を当該年度の3月20日まで延長することができる
- 3 市長は、前項の規定による完了報告書の提出期限の延長を決定したときには、補助金変更等決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 第10条及び第11条第2項の規定は、前項の規定により実績報告書の提出期限の延長を決定する場合に準用する。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、第15条の規定により実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、補助対象工事が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第10号様式)により、事業実施者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象工事について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施者に対して指示することができる。

- 2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う是正のための措置について準用する。この場合において、同条中「2月28日」とあるのは、「3月20日」と読み替えるものとする。

(補助金の交付請求)

第19条 第17条の規定による通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(第11号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第20条 市長は、前条の規定により交付請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、事業実施者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第21条 事業実施者は、補助対象工事の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象工事の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第22条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金交付要綱に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、事業実施者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 第1項の規定による取消しの通知は補助金交付取消通知書(第12号様式)により、及び前項の規定による返還の命令は補助金返還命令書(第13号様式)により行うものとする。

(報告、検査及び指示)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象工事の実施に関し必要な指示をし、又は第21条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

補助金交付申請書

年度防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金の交付を受けたいので、防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 危険ブロック等の所在地	防府市
2 補助対象工事 完了予定日	年 月 日
3 補助対象経費	円
4 補助金交付申請額	円
5 備考	

※関係書類

- 1 事業実施計画書（第2号様式）
- 2 除却業者の見積書（内訳の記載されたもの）
- 3 位置図
- 4 危険ブロック塀等の配置・平面図（高さ、長さ、厚み等を明記したもの）  
及び危険ブロック塀等の現況写真
- 5 耐震診断の結果がわかるもの（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知 別紙1ブロック塀の点検のチェックポイントを含む。）



- 6 防府市税の滞納がないことを証する書類
- 7 危険ブロック塀等の所有者の同意書（第3号様式。申請者が危険ブロック塀等の管理者の場合。）
- 8 その他市長が必要と認める書類

誓約事項

- 所有者（管理者）である私は、申請の危険ブロック塀等の除却について、当該危険ブロック塀等及びその所在土地の所有者等（相続人を含む。）全員の同意を得ること、及び当該所有者等から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
- 所有者（管理者）である私は、暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。
- 所有者（管理者）である私は、補助対象事業の実施に当たり、申請の危険ブロック塀等について他の補助金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。

申請者署名 \_\_\_\_\_

第2号様式（第8条関係）

事業計画書

申請者		
除却業者	事業者名	
	住所	
	担当者氏名	
	電話番号	
除却工事着手予定日		年 月 日
除却工事完了予定日		年 月 日

1 危険ブロック塀等の概要

所在地	防府市
設置時期	
延べ長さ	m
高さ	m
構造	

2 交付申請額の算出

見積工事費		円
見積対象経費 (a)		円
標準除却費 (b)	$m \times$	円 / $m =$ 円
補助対象経費	(a)と(b)の少ない方の額	円
補助金算定額 (c)	補助対象経費 $\times 2/3$	円
補助金交付申請額	(c)と100,000円の少ない方の額	円

備考

- 1 見積対象経費(a)は、見積工事費のうち補助対象とならない費用（門扉その他これらに類する附属物）を除いた額を記入すること。
- 2 標準除却費(b)は、危険ブロック塀等の延べ長さに「防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金交付要綱第6条」に規定するブロック塀等の1メートル当たりの除却工事費を乗じた額とする。
- 3 補助金交付申請額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第3号様式(第8条関係)

危険ブロック塀等の所有者の同意書

年 月 日

管理者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

所有者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

危険ブロック塀等の所在地 防府市 \_\_\_\_\_

- 一 私は、私が所有する上記危険ブロック塀等に関して、次の行為を行うことについて同意します。
- ・危険ブロック塀等を除却すること。
  - ・危険ブロック塀等を除却した後に安全な工作物等を設置すること。
  - ・管理者が防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金の申請を行うこと。
  - ・管理者が防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金の交付を受けること。
- 一 私は、私が所有する上記危険ブロック塀に関して、次のとおり誓約します。
- ・私は、上記の危険ブロック塀等の除却について、当該危険ブロック塀等およびその所在土地の所有者等（相続人を含む）全員の同意を得ること、及び当該所有者等から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
  - ・私は、上記の危険ブロック塀等に所有権以外の権利が設定されている場合には、当該危険ブロック塀等の除却について、当該権利の権利者以外の同意を得ること、及び当該権利者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
  - ・私は、暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。
  - ・私は、上記危険ブロック塀等の除却に当たり、他の補助金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

様

指令防建 号

防府市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市危険ブロック塀等  
除却工事費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 危険ブロック塀等の所在地	防府市
2 補助金交付決定額	円
3 除却工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 除却業者	
5 交付の条件	
6 備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助金取下申出書を提出すること。</li><li>・補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市へ事前相談を行い、補助金変更申請書を提出すること。</li><li>・補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに完了報告書を提出すること。</li><li>・補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を報告すること。</li></ul>

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

様

防府市長

ⓐ

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 危険ブロック塀等の所在地	防府市
2 不交付とした理由	
3 備考	

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

補助金取下申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市危険空ブロック塀等除却工事費補助金について、交付申請の取り下げをいたします。

記

1 危険ブロック塀等の所在地	防府市
2 補助金交付決定額	円
3 取下理由	

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 危険ブロック塀等の所在地	防府市
2 変更内容	
3 変更理由	
4 備考	

※添付書類

交付申請時に添付した書類のうち、変更に関する書類を添付すること。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

様

防府市長

⑩

補助金変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金については、下記のとおり変更を決定したので通知します。

記

1 当初交付決定年月日	年 月 日 第 号
2 当初交付決定額	円
3 変更交付決定額	円
4 変更内容	
5 危険ブロック塀等の所在地	防府市
6 変更決定の条件	
7 備考	



第9号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

実績報告書

令和 年 月 日付け指令防開第 号で交付決定のあった防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 危険ブロック塀等の所在地	防府市
2 補助対象事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※関係書類

- 1 除却工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し
- 2 補助対象事業に係る解体業者の請負代金請求書又は領収書の写し。なお、請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを市に提出するものとする。
- 3 補助対象事業の完了を確認できる写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

第10号様式（第17条関係）

年 月 日

様

防府市長

⑩

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額	円
2 危険ブロック塀等の所在地	防府市
3 備考	

第11号様式（第19条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

交付請求書

年 月 日付け指令防開第 号で交付決定のあった防府市危険  
ブロック塀等除却工事費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
------	---

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義	

第12号様式（第22条関係）

年 月 日

様

防府市長

⑩

補助金交付取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした防府市危険ブロック塀等除却工事費補助金については、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 危険ブロック塀等の所在地	防府市
2 取消理由	
3 交付決定年月日	年 月 日 第 号
4 既交付決定額	円
5 既交付額	円
6 取消金額	円

第13号様式（第22条関係）

年 月 日

様

防府市長

⑩

補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定をした防府市危険ブロック  
塀等除却工事費補助金については、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額	円
2 返還期限	年 月 日
3 返還方法	
4 返還事由	